

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	母子及び父子家庭等医療費助成支給の決定		
根拠法令及び条項	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則第17条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第4条及び第5条、第8条		
審査基準 設定年月日	平成7年3月31日	審査基準 最終変更年月 日	平成31年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考	医療費助成支給日(毎月25日)を標準処理期間としている。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例

(助成の範囲)

第4条 市長は、助成対象者に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費、附加給付等及び高額介護合算療養費があるときは、その額を控除した額)から規則で定める額を控除した額を助成する。ただし、法令等の規定により国又は他の地方公共団体の負担による医療費に関する給付が行われたときは、その限度において助成しない

(助成の制限)

第5条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、11月1日から翌年の10月31日までの間を行わない。

(1) 保護者の前年の所得(1月から10月までに申請する者については、前々年の所得。次号において同じ。)が規則で定める額以上であるとき。

(2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくする者の前年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者の所有する住宅その他の財産等につき、災害により損害を生じた場合等の規則に定める場合にあつては、同項の規定は適用しない。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定めるところによる。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、保護者からの申請に基づき、保護者に助成金を支給することにより行うものとする。

2 前項の申請は、受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。